

平成18年度 第3回 北海道入札監視委員会 議事概要

平成18年11月14日9時～12時
道庁別館3階第3研修室

[参加者]

入札監視委員会委員 笠原委員長、浅水委員長代理、高井委員、森川委員、安田委員

抽出案件 ・札幌医科大学
事務局総務課 三田村課長、橋本主査、事務局管財課 田口課長、大原課長補佐、
桜田係長、伊野係長、中鉢係長
発注関係部 農政部農村振興局事業調整課 谷口主幹、穴戸主査、水産林務部総務課 伊東主幹、
建設部建設管理局建設情報課 上谷主幹、高瀬主幹、中村主幹、首藤主査、木村(幸)
主査、池田主査、木村(英)主査、同部建築局計画管理課 山崎主幹、藤田主査、出納
局総務課 梅木主幹、川田主査
事務局 総務部行政改革局 西田局長、行政改革課 生駒課長、佐藤主幹、富岡主査

(Qは質問、Aは回答、Oは意見、要望等の略、Eは事務局等からの説明)

報告事項 (1)

<平成18年度の入札契約執行状況(平成18年4～6月末までの集計分)の説明>

Q: 道警の落札率が昨年に比べてかなり下がっていますが、背景のようなものはあるのですか。

A: 原因等は確認していませんが、追って報告します。

Q: 道警の場合は多様な入札を行っていない中で、下がっていますし。

Q: 多様な入札の実施で、札幌、稚内、帯広の各土現の執行率が低いというのは、何かあるのですか。

A: 4月の発注については、指名競争が多かったというのが理由でして、最近のものについては、6割以上実施しております。発注内容では、浚渫工事が多かったことから、船を使った工事では業者が限られることから、指名競争入札により行っている場合などがあり4月の発注において執行率が落ちている状況です。

Q: 委員長から道警の話がありましたが、逆に支庁等については、平成17年度に比べて落札率が工事で7%、委託で12%ほどアップしている状況がありますので、これについても、原因がわかればと思うのですが。

A: 追って報告します。

<平成18年度 談合情報(4月～9月末)までの説明>

Q: このなかで、 、 番については談合情報どおりの業者が落札していて、特に 番については何度も連絡が来ているグレーのケースだと思いますが、この対応の概要は、公表されているのでしょうか。

A: インターネットで公表しています。

Q: 番の内容で「割付が行われている」ということで、民間同志の談合と違って、道庁が関与しているという指摘なので、ほかよりも重大だと思のですが、この場合、どのような割付があったか、という具体的な情報があったのか、とそこご確認作業を道庁側でやったのか、についてお聞きしたい。談合の事実を確認するのではなくて、割付の事実を確認しているかどうか、ということです。

A: 報告書の内容では、「もう落札者は決まっている。誰が落札しても構わないが、未だに割付が行われていることが不満である。」という言い方をしている。執行の延期と調査の実施を行うこととしたが、これ以上の情報が電話の中ではなかったことから、内部の調査は行っていません。

Q: この内容は、未だに割付が行われているというのが、官制談合という意味合いなのでしょうか。「未だに」という形容詞がそういうニュアンスに聞こえる。

A: これは新聞社へ匿名で来たものが廻ってきている事例なので、なかなか確認も出来ないし、割付というのがいったい何なのかということも把握しきれないというなかで、通常の談合情報と同様な調査を行うという対応しかとれなかったということで、これだけの情報では調べようがないということでした。

Q: ちょっと気になる場所ですね。どこが落ちるとい情報ではなくて、割付が行われているということに対して、調査を実施し、というのが、民側の調査と官側の調査、事情聴取というものは、この場合は、内部については行われていないのですか。

A: 行われていません。

O: ほかの都道府県の状況を考えると、そういうことがない、という説明には非常になりにくい状況ですので、あるという状況の方が一般的に受け取られますよね。

< 上記以外の報告事項の他県調査について委員からの報告 >

O: 非常に生産的だったと思います。私として、特に強調したいのは、ヒントの1の1、2の1、3の2、4の3、この4点になります。

1の1については、ちょうどこの直前に発表された全国オンブズマンの調査のなかで、北海道が談合疑惑度第1位になっている、現在ほかの他府県で談合問題が騒がれている状態で、北海道が疑惑度1位であるという事と、全国的な注目度の一番高まっている中で、どうしても落札率を下げするためには、エリアを広げて、入札参加者を増やす事しかないだろう、ということです。

2の1、これは、去年、入札監視委員会に告発者の告発文が来たけれども、しかし、入札監視委員会にはそうしたものの調査権はない、という事務局側の判断で、かなりグレーなケースだったけれども、途中で断念したという背景があります。よその他府県を見ても、(北海道に)第3者が談合問題を調査する

という道がないというのは、今後のために少々問題があるのではないかと、というのがこれになります。

3の2というのは、来年、委員長、私などがおそらく交代するだろうと思われませんがやはりその際にある程度のチェック機能を果たすためには、内部のことがわかっている人を登用することが良い、ということになります。

最後にOBの再就職については、夏の段階(第2回の委員会)で道内の建設協会の事務局長、それから会長、副会長などの幹部と、それと実務責任者のところに道庁からの天下りの方々がかかりの確率で採用されているというこの現状は、おそらく今後、必ず問題になると思うので、他府県、全国の対応を見ても、今の内に襟を正しておかないと、問題が生じるということで、あげております。

0: 岐阜と長野についてですが、ひとつは談合を防止するためには、参加者の数を増やさなくてはいけないと、数を増やすことで談合は困難になると、長野県等の話で出ていました。仮に談合情報があっても談合が事実上困難ということになりますと、談合情報があっても情報の裏付け証拠がなければ調査をする必要もなくなるということで、とにかく入札者数を増やさなければいけない。

それから入札方法については、談合しづらくなるように、電子入札、郵便局の局留めが、有効であると感じていました。また、工事費内訳書も全件義務付けすれば、談合防止に役立つのではないかと思う。事務量の増加については、落札候補者に限れば負担は重くならないわけですから、そういう方法も可能と思う。長野の方もおっしゃってましたけれども、とにかく一般競争の方が楽だ、と。指名競争には主観が入って透明性に問題があるといっていましたので、一般競争にして数を増やす事が必要であると思います。

それと委員会の公開ですけれども、岐阜、長野の方は公開しているそうです。両県の話としては、緊張感はあるけれども公開した方が楽であるし、クレームも特にない、ということなので、公開についても考えるべきではないのかなと思います。

その他、OBの再就職状況については、長野県などはホームページで状況を公開しているということでした。営業のための業者の出入りも禁止していて、名刺受け箱に名刺を入れてもらって、個人的な接触を禁止していると。その代わり年に数回、プレゼンテーションの営業機会をつくっているということでした。そうすると接触する機会もなくなるわけですから、疑われる状況もなくなると思われま

す。とにかく、一般競争にして、会も公開する、そうすると透明性の確保が出来る上、落札率も下がるし、行政側も楽であるという意見が印象的でした。

0: ほかの都道府県にいらして頂いたわけですが、とにかく数を増やして談合のしにくいシステムにしていく、ということだと思います。落札率と工事成績に相関がないというのが不思議に思っている。そうであれば、工事成績に何も問題がなければ、安くとりすぎたというものを調査する必要がない、低落札率で調査しなければならない、ということがありますけれども。

要するに落札率が下がるということ、競争性が高まるということと、施工管理をしっかりすることと両方で行かないと、品質の良い社会資本を次の世代に残すことはできないと思います。

談合情報に関しては、調査が非常に難しい。現実的には、調査権があるわけでもない、なかなかこれは難しいと感じます。我々入札監視委員会の本年度のまとめというなかで、こういったことを反映させて頂きたいと思いますので、よろしくお願いたします。

< 現地調査の結果について報告 >

Q: (調査番号1について)施工の品質管理という言葉は何を意味しているのか。

A: 現在、総合評価方式の中では、施工管理として4点ほど求めているのですが、それを全て含めて施

工の管理という表現をしております。ここで通常と異なる品質管理というのは、品質管理という言葉が入っている4つの総合評価の項目ですけれども、この中にあるのは「材料の品質管理に係わる技術的所見」しかないのですが、実際ここで評価の観点として求めたものは、「工程管理」と「施工上配慮すべき事項」の2点でありまして、材料の品質管理というものは、この工事については評価に値するとは考えていませんでした。なので、ここでの表現は適切ではなかったのかな、と考えています。

Q： 施工の品質管理という概念がわからなかったのですが。

A： 工事の品質管理ということで、施工よりも作ったもの全体の品質管理ということで、施工というと行程だけということになりますので。エアハンマーと工事の施工との関係ということですが、この必要性というのは、自然公園内の施工ということで粉塵等の発生が懸念されたことから、粉塵対策等の環境対策が十分必要だということで、工事全体の品質管理を必要としたということです。

Q： 文章を読んですんなり頭に入ってこない表現ですね。環境への配慮という言葉が入っていればすんなりわかったと思います。

A： 言葉の使用が適切でなかったと思うので、今後適切に対応していきたい。

Q： (調査番号3)2番目の橋梁工事のメインではない床版工が実績要件となっているのはなぜなのか。

A： この工事も弥生新道という自然環境上、雨水排水を直接下に流さないようにするために特殊な鋼製排水溝を橋梁の床版と一体に施工しなくてはいけないこととなっており、床版の中に手をつけ、一番ポイントとなる床版の付属物といった形になることから、技術力確保の観点から床版と一体ということで実績を求めている。

Q： 施工実績を求めている内容が、金額的にメインになっていないものを求めるのか、そこに説明を聞く方としてわかりにくい。指名選考のふるいの条件になってきたり、工期の関係とかもあるのですが、参加者を増やす方向で行くべきなのに、なにか条件で参加者が少なくなるような条件を付加されているような印象を受ける。

A： 基本的には、金額の大きい部分で条件をもとめるのが一番わかりやすく、通常そうしている。たまたま、道内にあまりない橋梁形式であったこと、また特殊な床版ということがあってそうなっているところ です。

Q： 岩手県での話のように、春ぐらまで発言者の氏名を出されていましたが、これについては、どうですか。

A： 発言者の氏名等については、記載しない方向で行います。

Q： 帯広土現の指名選考過程で、指名選考内容の順番が工事によって違っていったようなのですが、これは帯広土現のやりかたで問題がないのか、あるいは、全道的なものなのか、どうなのでしょう。

A: から は有資格者等の要件ですが、土木現業所については、～ までが行ったり来たりしているということなのですが、このなかで受注意欲という項目で、年度当初にその年に発注する予定の工事を公表しているのですが、それを工事業者の方で、参加したい工事に申出書を出すことで、～ のところで拾われる事になります。最低指名者数を下回っている場合は、隙間を埋める手段として施工成績の良いものの中から拾っていくというパターンが1つありますが、施工成績だけで選んでいくと選定されるものが同一の業者ということになってしまうので、そこを避ける意味で機会均等を使って。

Q: 機会均等は、あまり重要視しないでくださいと委員会としては言っていますが、

A: 機会均等で必ず選ぶわけではなくて、施工成績上位ですと常に選ばれるものと同じですので、そこを回避するために何回かに一度は機会均等という手法を使って選定しております。その結果が、～ からの順番に減っていきっていないという結果になっています。

Q: それは、帯広だけの問題なのか。それとも、ほかの支庁とか土現に対してはどう取り扱ったらいいのか。他との兼ね合いはどうなのでしょう。

A: 基本的には、我々の方から打ち出しているわけではないので、各土木現業所の中で行っている状況です。支庁の方は把握していないですけれども、

O: そういう意味からしても、指名競争入札は減らすべきですね。一般競争や公募型ではそういうことではないわけですから。結局、今までの指名競争入札の説明しにくい部分が多様な入札に変わってくる中で、やはりまだ同じような問題を抱えているという印象を受けます。

O: 今回の議事録のような形で公表されていると一般の方にはわかりにくいと思います。関連資料を付け加えとか、あるいは、使われている特殊な用語などが、地域や担当部署によって違うということがないように、情報公開がなされる時には考えていただければと思います。

O: 同じセクションの中で言葉や考え方が違うと、情報を与えられた方が混乱する元ですので、統一的なものの考え方をしていただければと思います。

Q: 今回の現地調査では、設計施工一括発注という方式で、かなり言葉なりを慎重に検討していただきたいなと思います。応募する方もお金がかかっていますし、人件費等もかかるし、官の側が民の側に教えを請うケースですので。プロポーザルを得るという意味では、

総合評価方式でほとんど引っ繰り返らないというのが、引っ繰り返るくらいまで持って行かないと意味がないと思いますね、本来はそのためにお金で決まらないということで行っているのに。

A: 全土現で50数件やりまして、2件が最低価格以外の業者が取っているという非常に少ない状況です。今後、検討して参りたい。

< 上記以外の報告事項(本年第2回入札監視委員会からの報告) >

E: 2点説明します。入札契約適正化連絡会議の今後の取組方針のスケジュールとそれから前回の入札監視委員会でのご議論いただきました教育庁、企業局、道警などその他の部局での多様な入札の取組について、今後における取組のあり方についてご説明します。

入札契約適正化に係る取組方針についてですが、現在、副知事を議長として関係部から会議を立ち上げて検討しているところであります。この取組方針の原案につきましては、今後入札監視委員会でご審議いただき、ご意見をいただきたい、と考えております。今後のスケジュールにつきましては、今月末に取組方針の粗々の対応方向を示すものを策定してから、と考えております。この対応方向が今月末に出来上がりましたら、各委員にその内容をお知らせしたいと考えております。取組方針の原案につきましては、12月の下旬には出来上がる予定をしているところですが、12月19日には入札監視委員会のご予定いただいておりますと、伺っていますけれども、この日までの策定が厳しいものということが今のところ見えてきたところでありますので、その時はご配慮頂きたいと思っております。12月19日までに策定が出来ない場合、その後各委員の方にご訪問して個別にご説明させていただきたいと思っております。その後の監視委員会でご審議いただきたいと考えております。

それから2点目ですが、道が取り組んでおります多様な入札の拡大については、これまでの経緯から農政部、水産林務部、建設部の3部の公共工事、委託に限って適用しておりまして、教育庁、警察本部、企業局などその他の道の機関につきましては、基本的に適用されてはいなかったのですが、今回策定しようとしている策定方針につきましては、これらの機関にも同様の取組を進めるよう考えております。

Q：ほかの部門にも広げるということですね。この間、はっと気が付いたのですが、工事と委託業務がありますが、委託業務に多様な入札制度が全く入っていなかったんですね。

A：委託業務につきましては、今のところ地域限定型一般競争入札などを導入しているところであります。ただ、なかなか設計調査等で、困難な業務については、指名競争入札で行っております。

Q：多様な入札制度は工事についてなので、委託は言われていないので、委託はほとんど指名競争入札であると。発注側としては、指名競争入札を行いたいのだな、と感じたわけです。要するに、指名競争入札の問題から色々な問題が派生してきたのですが、工事は多様な入札にしなければいけない、しかし、委託の場合は、何も言われていないので指名競争入札だと、お聞きしたのです。

これから委託についても、応募型とか、特にソフトに近い部分ですから、技術力が非常に反映されやすい分野かも知れないわけです。また、逆に言えばその会社で出来るのかどうか審査するのも難しいかも知れませんが、そういった意味合いで、私は、えっと思ったのですけれども、その委託の問題についてはどうですか。

A：委託の場合、工事の基本となる部分で、調査とか設計とかが間違っていたり齟齬があったりした場合に、上の構造物に非常に問題が出る場合があります。その辺の懸念がありまして、東北6県の会議でも、委託に幅を広げているところはあまりない状況です。工事のようにランク付けがないことから、課題になっているところであります。

Q：技術力に関する評価は技術士ではないか、要するに国家資格ですから、その分野の人がいるかどうかというのが、設計能力をそのまま反映するのではないかと考えている。

A：最近国でも委託業務に関して、技術力をいかに評価するかを委員会を設けて、検討しております。委託についても資格審査の対象としてランク付けするだとか、そういう検討が始まっていると状況と思っています。

Q：コンサルで上がってきた設計がそのまま施工できない場合もあると聞いている。受け取った側のチ

ェック、設計で間違っているという部分も世の中たくさんある。受け取った側も、もう一度チェックしなければいけない状況がある。落札率が低いというのと施工管理の関係と同じですね。下がった落札率についてもう一度チェックをかけるシステムも必要ではないかと思う。

3 議事

(1) 北海道入札監視委員会設置要綱の改正

< 工事等に係る指名停止等における苦情処理要領についての説明 >

< 苦情処理の要領の制度により、再苦情に係る要綱改正を行う旨の説明 >

Q： 要するに指名停止をするわけですね。その苦情に対して答えて、それでも向こうが不満ですよ、といった場合に再苦情を申し立てて、その再苦情の中身を入札監視委員会で検討するということですね。

A： 指名停止の理由だとか、期間について、その判断が妥当かどうか、ということ監視委員会で判断してもらう。

Q： 過去の事例に比べて、苦情の内容が妥当かどうかの判断しかできないのではないかと思うが。

A： 基本的に道の要領、運用等でこうしたという説明をさせていただいて、あとは他の事例に比べて恣意性があるだとか、運用のとおりやっているだとか、その辺をきちっと見ていただくことになります。実際、苦情が来ているところはないのですが、苦情が想定されるのは、ほかと比べてどうだとか、なぜ私たちのところだけが、という話なのかなと思いますし、実際これまでやってきた指名停止の実例だとか、道の運用、要領に照らしてみても、それが行政として変なことをやっていないのか、というところが審査のメインになると思います。

Q： これ自体は異議がないのですが、談合情報のことが所掌事務に入らないのかなということだけです。

Q： 申立ての内容というのはどういうものが上がってくるのか、ある程度日数が決まっているのであれば、恣意性ということがそこに入ってくるのかどうか。

A： 基本的に道の要領、運用に基づいて、指名停止を行っていますので、運用の読み間違いで来るのかも知れないが、行政だけではなく第3者機関の意見を受けて行うというのが重要な事項なのかと思う。あまり審議事例は他機関でも今までないが。

Q： 再苦情申立の中で、入札監視委員会ともうひとつ、競争入札参加者審査委員会と2つの委員会が関与してくるが、この関係はどうなっているか。

A： 競争入札参加資格審査委員会の方は、指名停止の運用を決める内部の委員会です。

Q： 入札監視委員会に再苦情の申立てがあった場合は、この委員会に審議してもらうのですか。この委員会で相当とか不相当とかの審議をするのですか。

A： 入札監視委員会の審議を踏まえて、最終的に知事として判断する、ということです。

< 休憩 >

3 議事

(2) 抽出案件の審議(札幌医科大学)

< 札幌医科大学の概要について説明 >

< 最近の工事实績、指名選考方法について及び自動火災報知設備更新工事の説明 >

Q： 全体の基本情報についてなのですが、事務局の資料1の2ページのところに発注状況で札幌医大は96.7%とあるのですが、委託での落札率は何%か、多様な入札については、道庁全体では60%以上と設定していますが、現状で、多様な入札と指名競争入札の割合は何%程度になっているかという2つの質問です。

A： 設計の委託は2件で、93.8%と76.4%です。あと工事請負費に係る工事の件数は17件で、平均は97%になっています。

Q： この工事は3年間に分割されているということですが、一連の工事だと思うが、業者を変えても病院の運営上は特に問題はないか。

A： はい。特に問題はないです。

Q： 多様な入札の実施比率は、どうでしたか。

A： 多様な入札につきましては、医大では、発注3部ではないことから、指名競争を実施している。現在、行われているものは、修繕若しくは更新工事として、新たな改築等が出てきた時にまた、検討が必要と考えております。

Q： この工事は、過去3年間に本学の発注した工事で指名実績のある者とありますが、工事が3年間に分割されていますから、毎年入札が出てきますが、そうすると過去3年間で1年ずつずれてきますけれども、ここに記載されているように、指名実績をある者全とすることで9者となっていますが、今後3年間に置きましても基本的に同じ業者で、入札が行われるというふうに考えてよろしいのですか。

A： 選定業者の枠が固定しないように18年度は、拡大してございます。札幌医大の指名実績のほかに道の総務部の指名実績を頂きまして、拡大しています。

電気工事につきましては、過去の指名実績者はもっと多いのですが、今回は消防設備工事の許可を受けている者ということになり9者という事になっています。

18年度は相対的に拡大しているという話をしましたが、火災報知設備についての盤の制作・設置が主となる工事であることから、防災機器の製造所5者を指名選考しています。

Q： 工事内容は年度ごとに違っているということですね。

A: そうです。

Q: いまのところ、過去3年間というこの理由は何ですか。5年、6年、8年とか、客観的な理由は何ですか。

A: 特別客観的な理由はなく、本学の工事に慣れた業者という部分で選定しており、業者の数に変更はないので、3年でも5年でも最近の工事という意味合いで考えています。

Q: そうすると、3番から4番、377者から9者になったというのは、指名実績があるものが9者しかないということを示しているのですか。

A: はい。

Q: 電気がらみの工事は、必ず9者で行われているということになるのですね。

A: 指名に係る工事は9者しかないのですが、少額の工事はもっと業者数があります。

Q: 同規模の消防の設備をやりようとした時には、必ず9者という事になりますね。

A: はい。

Q: 先ほどの発言は、かなり厳しいご指摘だと思う。現状で道財政が厳しい、札幌医大は赤字である。落札率が道の関連部門の中でも最も高い。96.7%というのは、ほかの支庁であるとか、本庁とかと比べても非常に高い落札率になっている。こんな現状の中で、直截な言い方をすると発注者と業者の間で癒着があるのではないかと。また、特定業者の中で談合を許すようなものを認めているのではないかと、そういう非常に厳しい指摘だと思うのです。それに対しては、そうではないということをご客観的な根拠を持って説明をしないと、なぜ札幌医大がこれほど高い落札率を続けているのか。また、それが道の財政の厳しさであるとか、札幌医大の財政の厳しさを承知の上で、続けているのかという、説明責任に係ってくると思うのです。これはもうちょっと説明できないのでしょうか。

A: さきほどもお話をいたしました、18年度からは指名業者を追加するようなことを考えてございまして、この工事の18年度については、盤の制作なものですからメーカーになっていますがそれ以外のものについては、最後の4番のところ、過去3年に本学の発注した工事で指名実績のあるもの及び道総務部で指名実績のあるもの上位3社を入れるとすることで広げてございます。

Q: それは18年度のお話として、いま、17年度のこの工事の話です。我々がお話しているのは、指名実績があるもの全て、では新規参入はどう考えていらっしゃるかと。新規参入に対する考え方、これは全く入る余地がないですね。3年間に工事をした人以外は指名しませんよ。極端な話、4年前、5年前にやった人は入れませんよということを言っている訳ですね。新規に入ろうとする人は、全く札幌医大には入れない、入れませんよと。競争率を高めるということからすると、他の部署に比べて落札率が非常に高い、ということは、落札率を上げる努力が見えていませんね。より競争性を高めようと、18年度についてはおっしゃっていますけれども、それは工事

の質が違う。過去をずっと引きずってこられていると落札率が非常に高い。それを下げるという努力があまり見えませんね、ということだと思っています。すなわち、新規参入に対してどういう門戸を広げていますか、ということに対して、我々も色々な部署からきいていますけれど、どうゆうふうに組み入れるのですか、例えばここでやっているかどうかわかりませんが、下請け工事をやっている会社も入っていますよという部分が1つあるかも知れませんが、それはまた事情がちょっと違いますけれども、そういう趣旨です。それで、この377から一挙に9者になるというところが、さっきお聞きした4年にしても5年にしても9に変わらないという、おっしゃり方だったので、通常の選考ですと次には50になったり20ぐらいになったりで、そのなかから選ばれるということなんですけれども、無効になっている会社がありますけれども、これは額が高すぎたのですか。

A: これは、入札額がひと桁違っておりまして、明らかに錯誤と思われましたので、呼んで確認したところ、間違いですということでした。極端に少なかったのです。最低制限価格を下回っていますので契約は出来ないのですが、札を入れた時点で無効としています。

Q: ちなみにこの金額は幾らだったのかわかりますか。

A: 1,532万円でした。税抜きです。

Q: 金額の名前が色々出ているのですが、入札書比較価格というのは、どういうものか。また、落札率というのは、98.9%となっていますが、予定価格に対してではないような気がしますが。

A: 入札の金額には消費税は入っていません。入札書比較価格も消費税は入っていません。予定価格は税を入れた総額でございます。

Q: そうしますと、落札率は、何が分母になるのですか。

A: 入札比較価格を分母にして、入札金額を割っています。

Q: 工事内容ですが、病院と大学を含めた自動火災報知設備ですが、大学は普通のビルと同じような感じで、病院は難しいのかと思うのですが、同じ位の規模の病院の火災報知設備の実績のあるところが参加できて良いのではないかと思うのですが、そこは考えられなかったのですか。病院の規模等は病床数とかでわかりますよね。

A: この時点では考えておりませんでした。

Q: この件だけではなくて、今後のことなのですが、今後指名競争以外の入札方式ですね、例えば今回の場合で言えば、管内履行可能者が377者いるのだから、377者を対象にした公募型とか一般競争を導入するつもりはないのですか。もし、ないとすれば、どういう理由でそれをしないのですか。

A: 現在、既存のものを更新する工事の予算しか認められていないものですから、先ほど説明しましたが、いずれ新たな建物更新の計画が出てきた段階で、多様な入札制度、一般競争入札なり公募なりというものを導入していきたいと考えています。

Q: 今おっしゃっているのは、もっと競争性を高めるために、今日すぐにでも出来ませんかといっているのです。

Q: 道全体で言うと、これは、1億5千万円以上の工事なので、修理だろうと、新規だろうと、道の中では、非常に大きな工事な訳ですね。それをなぜ競争性を高い形で、透明性を高める努力をされないのか、ということなのです。これが修理だろうと、新規だろうと1億5千万円という規模を持ってすれば、それは理由にはならないと思うのですが、別の理由を説明して頂きたい。

A: 病院とか研究施設での工事は、施設を休ませて行う訳にはいかないという事情がありますので、札幌医科大学としては、札幌医科大学の事情に詳しく、そういう工事に慣れて精通した業者を選定して行いたいということで、ある程度業者の枠を絞っている。

Q: 例えば、病院での火災報知器の設置ということであれば、24時間患者がいる中で仕事が出来ると、要するに無人の中では出来ませんよ、というのであればまだ説得力はありますね。病院の火災報知器設置の経験があるという形ですけれども。

A: それぞれの病院の特徴というのがありますから、うちの施設に慣れたという部分を考えているわけです。

Q: それは、ご説明としてはわかりますけれども、結局1億5千万円なら10%落札率が下がれば1千5百万円値段が下がるわけではないですか。確かに発注者側からは安心できるし、任せられるというのは我々も理解しますし、どの部署でもみんなおっしゃっているわけです。ですけれども競争性を高めて、絞られているから、90数%とか、非常に落札率が高いではないですか、それを下げる努力をして頂けませんか、ということなんです。ですから、今の工事で言えば、病院の特殊工事というのであれば、病院の火災報知器をやった経験のある業者を入れれば、もっと参加の母体数は増えるのではないかと。そうすれば377から9ではなくて、20とか30とかになりませんかというのが、主旨です。我々の立場からすれば。

Q: うちの工事に慣れたというのはこれは、癒着というふうに言われます。

A: 今後、検討していきたいと思います。ほかの民間の病院とかということには、なかなかならないかと思いますが、道立病院の新築なども数年前にあると思いますので、そういうものも参考にしながら、広げることについては検討していきたいと思います。

Q: 新築は無人なのですよ。今最初に病院だからとおっしゃったのですから、24時間運営しているながら、という技術的とか、環境的に重要ではないでしょうか、実績工事としては。

Q: 品質面でいけば、病院の機能を維持して工事をしっかり行ってくれるのは、この9者しかいないと。そういう形で札幌医大の工事の品質管理を十分にまかなう会社はないのか、ということになると、もっと増えてくると思うのですね。よく解りませんが、北大ですとか、旭川医大もある、道内に大きな病院はいっぱいあるので、そういう考えで、あとは、どういう形で行うか。それと石狩管内で履行可能といえますけれども、これは本店、営業所等の範囲のことなのかどうか。たまたま、これは札幌市しか入っていないので、ほかのところにはないのか、ということなんです。まだまだ、あれですよ、委員長と高井

委員が言われたように我々の言わんとしているところは、おわかりになると思うのですが、もう少し、道財政が厳しくて、医大についても、最終的に赤字だと言うことで、もう少しその辺を自身でのご努力が必要でないかと思えます。談合どうのこうのということではなくて。

Q：先ほど質問の「管内」の定義というのを説明して頂けますか。

Q：たまたま次の工事を見ますと、石狩管内に本店を有する中小企業者で、道において過去3年に指名実績のある者と表現が違う者ですから。

A：登録者名簿の中にどこの区域を施工できるのかというものが出てございますので、石狩で出来るという業者数を拾っている。道内で、例えば帯広の業者が石狩も出来ますよという、そういう届けを出しているということです。

<ライナック設置室増築工事の説明>

Q：中小企業の定義を教えてください。

A：建設業では、資本金で3億円以下、従業員数300人以下です。

Q：指名業者数を7者とすることから、総合評点上位7社を選んだということですね。45～55センチの厚さと言うことですが、内張ですか、外張ですか。

A：放射線を治療するところの部屋をまた囲って、そこに50センチずつということですよ。

Q：特殊な工事で、一般に建設業で経験しないような工事とみえるのですよね。それで中小企業で過去3年間に指名実績のあるこの指名実績というのは、ほかの工事のものでしょうか。別に遮蔽の工事の経験があるのではないですか。95.5%ですね。

指名選考を行う場合に、総合評点は札幌医大では、重要視されているわけですね。ここで言う増築工事などでは、同じような工事が来た時には、上位7者とか8者とか9者とか固定しますよね。

A：札幌医大では、建築でA等級工事をこれまで発注したことがありませんし、今後も当分の間ないと思います。

Q：今後、建て替え工事は出てきますよね。その時は独立行政法人になっているので、道でなくて、医大で発注すると思うのですが、基準的にはそうなった時には、どのように行っていくのか。医大では多分に絞られているという印象があるものですか。

A：今の現状としては絞っているのですが、そのような大きな工事になった時には、多様な入札制度を検討していかなければならないと思っています。

Q：ライナック施設の周辺整備工事ということですが、放射線治療室とか放射線を利用する施設の工事实績のあるところが重視されるべきなのではないかと思うのです。普通の部屋とは違う部分をつくるのではないかと思うのですが、放射線が漏れないだとか、そういう時に指名基準の中にそういうことが示

されていなくて7者に絞られていくということに不安はなかったのですか。

A: 基本的には設計の段階で、放射線治療施設の施工の内容というのが、示されますので、施工業者はそれに基づいた形で行くと、たまたま今回、放射線治療室ということで50センチの鉄板を入れるような形になっている、ということでございますので、特別それに精通していなければいけない、ということはない、と思っております。

Q: 竣工検査のときにX線の漏れがないかどうかということの確認はなされているのですよね。

A: まだ、機械が入っておりませんので。

Q: 機械を入れて、機械が作動した時に放射線の漏れが外に幾ら以下というような放射線の取り扱いがあるはずですよね。

A: 設計の中でクリアしているはずですよ。

Q: 設計と施工は別ですから、板の間が空いていれば漏れることもあるわけですから。もし、そこで竣工検査がはいた時点で、放射線漏れがあれば当然、手直したとかの項目が契約の中に入っていると思うのですが。そういうふうに考えていうと、X線の施設を施工したことのある方が、より重要であるという気がしますね、技術的な問題だから。50センチなら溶接できるわけではないから、ブロックを置くだけですか。

A: 溶接しております。鉄板50センチといいますが、何枚も重ねて50センチにしております。

Q: 選考委員の中に技術的な部分の知識をお持ちの方がいらっしゃるのか、疑問なのですが、指名選考委員会の選考基準とかはあるのですか。

A: 道の規定に従って、医大の内規で職指定しております、説明員の方で技術的な部分を、管財課長であるとか、技術を持った方々が来て説明をしてということになっています。

Q: では、次の管工事ですが、選定方法の中で前回指名に引き続く7社とありますが、ローテーションという意味ですかね。先ほどの工事は、総合評点の上位という絞り込みをしていましたが、ここでも総合評点はでているのですね。前の工事では総合評点をお使いになっているのですけれども、ここでは総合点数は使わないで、16者の中で順番に回している、というその整合性はいかがなのですか。

A: 4番の指名実績のあるものまでで16者に絞られます。第1回目の工事については、総合点の上位から7者と、それでこの工事は指名実績までという16者に絞られてしまうものですから、同じ業者同士にならないように、1番から7番まで年度の初めの工事は、総合点上位から取っています。で、2回目は前回に引き続くということで8番から14番、3回目は15番から5番というように、同じ業者同士の指名にならないようにしています。

Q: 我々の感覚から言うと、16者で談合してください、と言っているように聞こえます。毎年出るわけですから。その年々の間の取る会社は、16者の中で決めてください、というふうな受け取り方を。我々

色々な部署を入札監視で行きますが、こういうのは非常に稀です。

Q： 表沙汰になった時に、非常に大きな問題になると思います。この状態で問題があるとまでは言わないのですけれども、問題の種になる可能性がある。今後の改革なんですけれども、道の総務部のものを、過去3年の指名実績者を医大だけだったものに、加えるということですか。

A： はい。18年度からは道総務部の実績を数者加えるということで拡大をしているところです。

O： そしてなおかつ、これは、入札で不落になっているのですよね。それで随契になっているんですよね。だから7者でみんな、話し合っただけで不落にして、どこかが取ろうよ、というふうに見られても仕方がないですね。

Q： 総務部のものを加えるというのは、加えないよりはいいのですが、今回事務局の方で用意してもらった資料の4のところに、4月から6月分の個別データがあるのですが、総務部は4月から6月まで一件しかないというのと、年度でもそれほど量が多いとは思えないのですが、総務部を加えるということで、何%増になるのでしょうか。競争性がすごく高まるということになるのでしょうか、それともちょっと増えただけということでしょうか。

A： 2者増やしております。

Q： もう少し努力できないのですかね。

A： 建築は3者増やしております。電気は2者増やしております。結果として、それはまた、検討の段階で増やしていきたいと思っております。

O： 提案としては、一定条件を超えたらそれで、一般競争入札にかけるとするのが良いのかなという気がします。過去3年の指名実績というのが一番不透明な部分だと思います。

O： 16者の話なのですが、16がどういうふうに戻っていたのか、その時の過去の全工事の内容を教えてください。頂ければどのようになっていたのかわかると思いますので、お願いします。

O： どの位繋がっているのかわかりませんが、この3年間の数なのか、去年やれば3年間なのか、管工事というこの工事が毎年行われるのかどうかわかりませんが、16年の工事からすれば、13、14、15年度と見ていけば、同じこの16者なのか、ということを知りたい。その時のどういう応札の形になっているか。この工事に関しては、グレーより黒という感じがします。

O： 今の発言を直截に言いますと、これは割付ではないかという質問だと思うのです。割付ではないという、何か証明を出してもらえれば、ということだと思います。

O： そこまでは言いませんけれども、非常に疑問にあるのが、不落札になって、随契を行っているということが、指名競争入札で、16の中の7者で不落で随契で99.5%で契約しているということに、非常に疑問を感じますね。

Q： 入札監視委員会で審議するのは初めてなのですからけれども、独立行政法人化されたならば、外部のチェックは入らないというか、これが最後になるのでしょうか。

A： そうです。今後は対象にならないので、それで今まで見て頂いていなかったのが、今回ご審議頂いています。ただ、道立の出先であることは間違いのないので、入札監視委員会の直接の対象にならないにしても、同じような仕組みについて検討していくことになると思います。

Q： 法人の中で検討されていくということですね。

A： 仕組みは、道庁の仕組みなどを参考にしながら、同様な仕組みを作っていく事になるかと思いません。

Q： 先ほどの委員会設置要綱は最初から変わっていませんが、北海道が発注した工事に関して入札契約手続の運用状況報告を受ける事となっているのに、なぜ、今初めて医大の審議を行うこととなったのか、疑問なんです。

A： 正直申し上げまして、漏れていたということです。発注3部の工事に着目が集まって入札監視を行うようになったのですが、そこにどうしても目がいって、入札制度そのものを発注3部が主体となってつくっていたのですが、どうしても自分たちでつくったもので自分たちを縛るという形を取っていましたが、そこに入っていないよその出先等に適用する制度等がなかったということがありまして、今回全庁を対象にした副知事トップの入札制度改善のための連絡会議をつくって、これからは、他の部門も含めて行うこととしたところであります。

O： ほかの発注3部の状況と今日のこの審議の内容の差があまりにも大きくて、何年前の話を聞いているのかなというくらいに感じていたものですから、驚いてしまったところです。

O： 入札監視委員会というのは、何か外に出る前に、内部のチェックを働かせるということで、優しいというかワンクッション入っているということなのですが、次回問題化する時には、我々ではなくて公取がいきなり入って、あるいはジャーナリズムの方に直接出ると、いう形になると思うので、入札監視委員会の手を離れるということは、むしろ厳しい荒波に直接さらされるといつもりの方が良いのではないかと思います。

以上